

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（326））
2. 日時：令和2年5月28日 13時30分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、
服部主任安全審査官※、羽場崎主任安全審査官※、日南川技術参与
技術基盤グループ 地震・津波研究部門
石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社 山田執行役員 電源事業本部 部長（電源土木） 他
14名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、5月14日及び5月21日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【防波壁の設計方針について】

- 防波壁（波返重力擁壁）の設計フローのうち、解析の流れを明確に説明すること。また、他の防波壁と波返重力擁壁（ケーソンも含む。）とで設計の方法及びフローに相違点がある場合は、その詳細及び理由を説明すること。
- 津波防護施設に該当する施設の範囲を明確にした上で、津波防護機能保持の観点から施設の範囲に対する荷重の設定、荷重組合せ等について説明すること。
- 鋼管杭の支持地盤が岩盤の場合は根入れが不要な設計とすることについて、同様の考えによる設計・施工実績を一般産業施設も含め整理して説明すること。
- 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の杭支持力評価について、現状の設計条件による杭の鉛直載荷試験の実現可能性を説明すること。

- 防波壁（波返重力擁壁）のケーソンの解析条件とする照査用震度について、2次元動的FEM解析から算出される地震時荷重との関係を説明すること。
- 防波壁等の設計に適用又は準用する規格・基準類について、適用の範囲、条件との整合性を踏まえて引用の要否を整理して説明すること。
- 基本設計方針について、設置許可段階の構造成立性評価に用いる方針と詳細設計段階で用いる方針を明確にして説明すること。
- 防波壁（波返重力擁壁）のケーソンについて、荷重伝達メカニズム、損傷モード、弱部を明確にして、各部位が津波防護機能及び荷重伝達性能を担保できることを説明すること。
- 防波壁（波返重力擁壁）のケーソンを構成する隔壁について、津波防護施設として期待する部材に対する設計上の扱いを再整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし